

平成31年1月から
農業経営全体を対象とした

収入保険

が始まります！

新しく導入される収入保険では、保険料の掛金率は1.08%で、
農家ごとの基準収入の8割以上の収入が確保されます。

(これまでの農業共済は、品目が限定され、価格低下による収入減は対象外でした。)
※損害が発生しなかった場合は、翌年の保険料率が下がります。

米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、
はちみつなど、

農産物ならどんな品目でも対象になります。

※マルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚及び鶏卵は対象外です。

収入保険があれば、
新しい作物の導入や、販路の拡大などに取り組み易くなります。

収入保険は、**チャレンジする農業者を支援**する保険です。



大分県農業共済組合



現場の声① 集落営農でオペレーターを確保したい

- 中山間地域で、農地を維持するために集落営農を法人化し、米の生産に取り組んでいるけど、構成員は70歳代ばかり。
- そろそろ、オペレーターを雇いたいんだけど、米の収入だけでは、毎月の給料を支払えないので、野菜（キャベツ）を導入したいなあ。



- オペレーターを雇っても、怪我や病気で収穫できない時は、どうしよう？



- ここは、キャベツの指定産地ではないので、野菜価格安定制度が使えないんだ。野菜の価格が低下したらどうしよう？



- 米は水稻共済に加入しているけど、3割も足切りがあるので、補てんが出なくて、掛け捨てばかり。

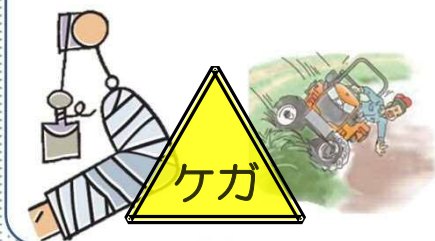
でもな～



よっしゃ！
収入保険が解決します！



- オペレーターを雇っても、怪我や病気で収穫できないときはどうしよう？



⇒ 怪我や病気による収入減少も補償の対象です。

- ここは、キャベツの指定産地ではないので、野菜価格安定制度が使えない。キャベツの価格が下がったらどうしよう？



⇒ 全ての農産物が対象で、価格低下も補てんします。

- 米は水稻共済に加入しているけど、3割も足切りがあり、補てんが出なくて、掛け捨てばかり。

⇒ 足切りは1割で、損害がなければ、自動車保険と同じように、翌年の保険料率は下がります。

これなら安心して
オペレーターに来てもらえるな！



僕もがんばります！

現場の声② 規模拡大して、販路や品目を多角化したい

- 米、麦、大豆に取り組んでいるけど、もっと規模を拡大したい。
- 米はJAに出荷しているが、新しい販売先も見つけて売り込みたいな。



- 需要が伸びているルッコラ、ズッキーニにも取り組みたいんだ。



- 自家製のもち加工品の販売にも取り組みたいなあ。



- ナラシ対策は、JAの取引価格を使っているので、JA以外の取引で価格低下した時はどうしよう？
- 契約取引用に保管していた米が、災害で倉庫が浸水して売り物にならなくなったらどうしよう？



- ルッコラやズッキーニは野菜価格安定制度の対象となっていないので、価格が下がった時はどうしよう？
- せっかく取り組んだ、もち加工品の取引がうまくいかなかった時はどうしよう？

でもな～



よっしゃ！
収入保険が解決します！



- ナラシ対策は、JAの取引価格を使っているので、JA以外の取引で価格低下した時はどうしよう？

- 契約取引用に保管していた米が、災害で倉庫が浸水して売り物にならなくなったらどうしよう？



- ルッコラやズッキーニは野菜価格安定制度の対象となっていないので、価格が下がった時はどうしよう？



- もち加工品の取引がうまくいかなかった時はどうしよう？



⇒ 農業者ごとの収入減少を補てんします。取引先はどこでも構いません。

⇒ 収穫後の保管中の事故による収入減少も補償の対象です。災害により作付けできず、収入が減少した場合も補償の対象です。

⇒ 全ての農産物が対象です。

⇒ 精米、もちなどの加工品であっても、農業者が自ら生産した農産物に簡易な加工を施したものは対象です。

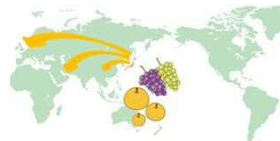
安心して規模拡大・多角化に取り組めるね！



現場の声③ 輸出や新規品目の導入に取り組みたい



○ 大規模にぶどう、なしなどの果樹生産をやってきたが、人口減で国内需要はじり貧なので、アジアなどの富裕・中間層向けの輸出に打って出たい。



○ 一方、国産志向も高まってきているので、ブルーベリー、アボカドなどの新しい品目の生産にも取り組みたいなあ。



○ 輸出した時の為替変動で売上げが落ちたらどうしよう？



○ ブルーベリー、アボカドは、果樹共済の対象ではないので自然災害にあったらどうしよう。また、価格も下がった時はどうしよう？



○ 新しい販売先が倒産したらどうしよう？



でもな～



よっしゃ！
収入保険が解決します！



○ 輸出した時の為替変動で売上げが落ちたらどうしよう？



⇒ 為替変動による収入減少も補償の対象です。

○ ブルーベリー、アボカドは、果樹共済の対象ではないので自然災害にあったらどうしよう？



⇒ 全ての農産物が対象で、果樹共済の対象外の果樹も対象です。

○ 新しい販売先が倒産したらどうしよう？



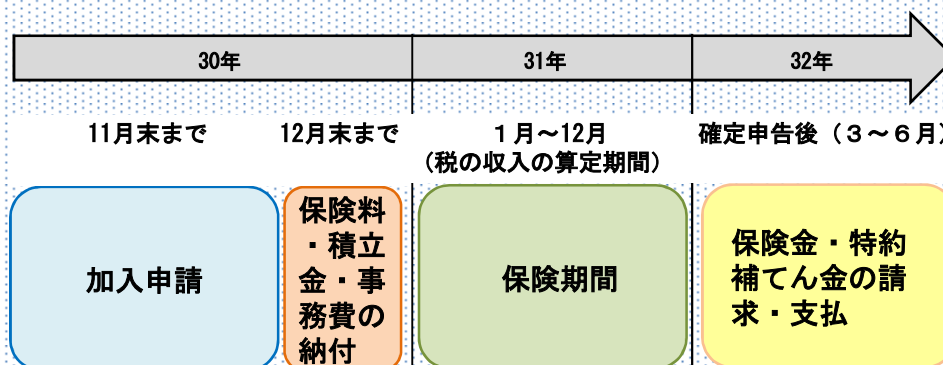
⇒ 他に売り先が見つからず、収入が減少した場合も補償の対象です。

これなら思い切って
輸出などに取り組めるぞ！



収入保険の全体スケジュール（個人の場合のイメージ）

- 加入申請時に、青色申告実績が1年以上ある農業者の場合、平成31年1月から、収入保険に加入できます。



※ 保険料・積立金は分割支払も可
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

収入保険の仕組み

収入保険の対象者は、青色申告を行っている農業者です。

- 加入申請時に青色申告実績が1年分あれば加入できるので、就農して間もない方や、現在、白色申告を行っている方でも早期に加入できます。

※ 青色申告には、複式簿記の方式のほかに、現金出納帳等に日々の取引と残高を記帳すればよい「簡易な方式」があり、白色申告を行っている方でも、容易に取り組みます。

自然災害だけでなく、価格低下なども含めた収入減少をサポートします。

- 自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償します。（捨て作りや意図的な安売り等については補償の対象外です。）

品目の限定は、基本的にありません。

- 米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、ほとんどの農産物をカバーします。簡易な加工品（精米など）も含まれます。
- 収益性の高い野菜などの生産・販売や複合経営などに取り組みやすくなります。
- なお、肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので別立てにします。

※ 収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下
回った額の9割を補てんします。
(補償限度)
(支払率)

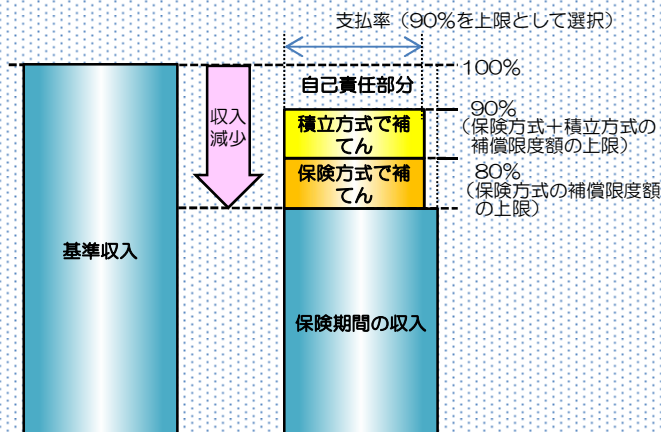
- 「掛捨ての保険方式」と、「掛捨てとならない積立方式」の組合せで補てんします。
- 保険料には50%、積立金には75%、事務費には50%の国庫補助を行います。

- 保険料（掛金）率は、1.08%です。

また、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変動します。

- ・ 加入1年目は、「区分0」の率が適用されます。
- ・ 保険金の受取りがなければ、1段階ずつ下がります。（10年で半額水準になります。）
- ・ 保険金の受取りがあれば、段階は上がりますが、年最大3区分まででとどまります。

(※5年以上の青色申告実績がある場合)



過去5年間の平均収入（5中5）を基本
規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

危険段階別の保険料率

危険段階区分	保険料率 (国庫補助後)
10	2.574%
9	1.578%
8	1.522%
7	1.467%
6	1.412%
5	1.356%
4	1.301%
3	1.246%
2	1.190%
1	1.135%
0	1.080%
-1	1.024%
-2	0.969%
-3	0.913%
-4	0.858%
-5	0.803%
-6	0.747%
-7	0.692%
-8	0.637%
-9	0.581%
-10	0.540%

※ 例えば、基準収入が1,000万円の農業者は、30.3万円（保険料7.8万円、積立金22.5万円）を用意すれば、
万ーの場合にも、800万円台の収入が確保されます。

農業者が用意すべきお金

	<加入1年目>	<2年目以降>
・ 保険料 (掛捨て)	7.8万円	7.8万円±α
・ 積立金 (掛捨てではない)	22.5万円	(22.5万円) 前年に積立金の取り崩しがなく、前年と基準収入が変わらない場合は、0
・ 事務費	2.2万円	2.1万円
合計	32.5万円	

補てん金額

収入減少の程度 (保険期間の収入)	補てん金の合計	保険方式 (保険金)	積立方式 (特約補てん金)	補てん金を含めた 保険期間の収入 (対基準収入)
20% (800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円 (89%)
30% (700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円 (88%)
50% (500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円 (86%)
100% (0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円 (81%)

8割以上の収入を確保

※1 保険料には50%の国庫補助があり、補償限度80%の場合、保険金額の1.08%です。

※2 積立金には75%の国庫補助があり、積立金額の25%です。

※3 事務費には50%の国庫補助があり、加入者割（1年目4,500円、2年目以降3,200円）、補償金額割（保険金額及び積立金額1万円当たり22円）です。

知っておいていただきたいこと！

次の事業は、**収入保険と同時に加入**できます。

- 野菜の価格下落時の出荷調整を支援する事業
(野菜需給均衡総合推進対策事業等)
- 野菜の契約取引において不作時の数量確保を支援する事業
(契約指定野菜安定供給事業数量確保タイプ等)
- 園芸施設共済(施設本体部分)
- 果樹共済の樹体共済
- 家畜共済(搾乳牛や繁殖雌牛等の固定資産、病傷共済)等



そうか、両方に加入できるのか！

セットで加入することで、より経営安定が図れるね！



収入保険を体験しましょう！

収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度の**掛金や補てん金の計算**ができます。

詳しくは、全国農業共済組合連合会のホームページをご覧ください。
(アドレス <http://nosai-zenkokuren.or.jp>)

収入保険の基準収入について、**規模拡大や過去の売上の伸びを反映した計算**ができます。

詳しくは、全国農業共済組合連合会のホームページをご覧ください。
(アドレス <http://nosai-zenkokuren.or.jp>)



よし、ホームページにアクセスして体験してみよう！

簡単に、あっという間にわかります！



収入保険に関するQ&A

Q1 収入保険の対象収入は、どのようにして計算するのですか。

- 1 収入保険では、自ら生産した農産物の販売収入全体を対象とします。
- 2 その把握については、税制度と整合した簡素な仕組みとするため、青色申告決算書における収入金額の算定方法に準じて、次のように計算することとしています。
- 3 なお、雑収入については、農産物の販売収入に関係のないものも含まれますので、基本的には計算式には入れません。

$$\text{対象収入} = \text{農産物の販売金額} + \text{事業消費金額} \\ + (\text{期末棚卸高金額} - \text{期首棚卸高金額})$$

Q2 税申告上、雑収入として計上されるものは、基本的に、収入保険の対象収入に含めないとのことですが、雑収入の中で対象収入となるものがありますか。

雑収入として計上されているものであっても、農産物の販売金額と同等のものについては、収入保険の対象収入に含めることとしています。例えば、

- ① 農産物の精算金
 - ② 畑作物の直接支払交付金、甘味資源作物交付金、でん粉原料用いも交付金及び加工原料乳生産者補給金の数量払
 - ③ J Tの葉たばこ災害援助金
- 等が該当します。

Q3 保険期間に大きな損害があり、収入減が見込まれるときに、何か手当はありますか。

農業者の中には自然災害等の発生時に当座の資金が必要となる場合もあることから、全国農業共済組合連合会がつなぎ融資を行うこととしています。なお、つなぎ融資は、農業者が可能な限り利用しやすい仕組みとなるよう、無利子とします。

Q4 保険料、積立金、事務費の税務上の取扱いはどうなりますか。

収入保険の加入者が納付する保険料、積立金及び事務費については、税務上、

- ① 保険料、事務費については、保険期間の必要経費又は損金に算入
 - ② 積立金については、預け金
- となります。

Q5 保険金及び特約補てん金は、保険期間の翌年の支払となると税負担が過大になるおそれがあるので、税務上、保険期間の総収入金額に算入されるようにすべきではないですか。

- 1 保険金と、特約補てん金のうち国庫補助相当分は、税務上、保険期間の総収入金額に算入することになります。
- 2 保険期間終了後、加入者は収入保険の保険金及び特約補てん金の見積りを行い、これら見積り金額を含めて確定申告を行うことになります（見積りのための計算シートを準備する予定です）。

Q6 青色申告を行っている農業者が経営を移譲した場合、その青色申告実績は引き継がれるのですか。

- 1 青色申告を行っている農業者が、経営を移譲する場合の青色申告実績の取扱いについては、
① 譲受人が青色申告を行う者であって、
② 経営移譲の前後で事業の同一性が認められる場合は、青色申告実績を引き継ぐこととします。
- 2 例えば、青色申告を行う子へ親の経営をそのまま移譲する場合は、青色申告実績を引き継ぐことができます。

Q7 野菜価格安定制度の指定産地において、野菜価格安定制度から収入保険へ移行する農業者が増加すると、産地要件を満たさなくなりますか。

- 1 野菜価格安定制度における指定産地の要件は、野菜価格安定制度に加入していない農業者も含め、産地における指定野菜の作付面積等に基づき判定することとなっています。
- 2 このため、指定産地において野菜価格安定制度から収入保険へ移行する農業者が増加したとしても、それにより産地要件を満たさなくなることはありません。

（参考）指定産地の要件

- ① 指定野菜の作付面積が20ha以上
- ② 出荷団体（JA等）及び大規模生産者における指定野菜の出荷割合が指定産地全体の出荷数量の2／3以上

Q8 野菜価格安定制度から収入保険に移行した農業者は、JAの生産部会を脱退したり、出荷先を変更する必要がありますか。

そのような必要はありません。

収入保険に関する相談窓口

- 収入保険の補償内容など詳しいことは、以下の相談窓口にお問い合わせ
 わせください。

全国農業共済組合連合会 TEL：03-6265-4800

ホームページ：http://nosai-zenkokuren.or.jp

相 談 窓 口	TEL	ホームページURL	相 談 窓 口	TEL	ホームページURL
北海道農業共済組合連合会	011-271-7218	http://www.hknosai.or.jp/	滋賀県農業共済組合本所	077-524-4688	http://www.nosai-shiga.or.jp/
青森県農業共済組合連合会	017-775-1165	http://www.nosai-aomori.or.jp/	京都府農業共済組合本所	075-222-5700	http://www.kyoto-nosai.jp/
岩手県農業共済組合本所	019-601-7492	http://nosai-iwate.net/	大阪府農業共済組合本所	06-6941-8736	http://nosai-osaka.com/
宮城県農業共済組合本所	022-225-6703	http://www.nosaimiyagi.or.jp/	兵庫県農業共済組合連合会 本部	078-332-7169	http://www.nosai-hyogo.or.jp/
秋田県農業共済組合連合会	018-884-5223	http://www.nosaiakita.or.jp/	奈良県農業共済組合本所	0744-21-6312	http://www.nosainara.jp/
山形県農業共済組合本所	023-665-4700	http://www.yynosai.or.jp/	和歌山県農業共済組合本所	073-436-0771	http://www.nosai-wakayama.or.jp/
福島県農業共済組合本所	024-521-2730	https://www.fukushima-nosainet.jp/	鳥取県農業共済組合本所	0858-37-5631	http://www.nosai-tottori.jp/
茨城県農業共済組合連合会	029-215-8882	http://www.nosai-ibaraki.or.jp/	島根県農業共済組合本所	0853-22-1478	http://www.nosai-shimane.jp/
栃木県農業共済組合本所	028-683-5531	http://www.nosai-tochigi.or.jp/	岡山県農業共済組合連合会	086-224-5590	http://www.ok-nosai.or.jp/
群馬県農業共済組合本所	027-251-5631	http://www.nosai-gunma.or.jp/	広島県農業共済組合本所	082-262-4711	http://www.nosai-hiroshima.or.jp/
埼玉県農業共済組合本所	048-645-2141	http://nosai-saitama.or.jp/	山口県農業共済組合本所	083-972-7500	http://ymgc-nosai.org/
千葉県農業共済組合連合会	043-245-7447	http://www.nosai-chiba.or.jp/	徳島県農業共済組合本所	088-622-7731	http://www.nosai-tokushima.jp/
東京都農業共済組合	042-381-7111	http://www.nosai-tokyo.jp/	香川県農業共済組合本所	087-899-8977	http://nosai-kagawa.jp/
神奈川県農業共済組合本所	0463-94-3211	http://www.nosai-kanagawa.jp/	愛媛県農業共済組合本所	089-941-8135	http://www.e-nosai.or.jp/
山梨県農業共済組合本所	055-228-4711	http://www.nosai-yamanashi.or.jp/	高知県農業共済組合本所	088-822-4346	http://www.nosai-kochi.or.jp/
新潟県農業共済組合連合会	025-266-4141	http://www.nosai-niigata.or.jp/	福岡県農業共済組合連合会	092-721-5521	http://nosai-fukuoka.or.jp/
富山県農業共済組合本所	076-461-5333	http://www.nosai-toyama.or.jp/	佐賀県農業共済組合連合会	0952-31-4171	http://www.nosai-saga.or.jp/
石川県農業共済組合本所	076-239-3111	http://www.nosai-ishikawa.or.jp/	長崎県農業共済組合連合会	0957-23-6161	http://www.nosai-ngs.or.jp/
福井県農業共済組合本所	0778-53-2701	http://www.nosai-fukui.jp/	熊本県農業共済組合本所	0964-25-3202	http://www.nosai-kumamoto.or.jp/
長野県農業共済組合本所	026-217-5919	http://www.nosai-nagano.or.jp/	大分県農業共済組合本所	097-544-8110	http://www.nosai-oita.jp/oita/
岐阜県農業共済組合連合会	058-270-0082	http://www.nosai-gifu.or.jp/	宮崎県農業共済組合連合会	0985-41-4747	http://www.miyazaki-nosai.jp/
静岡県農業共済組合連合会	054-251-3511	http://www.nosai-shizuoka.or.jp/	鹿児島県農業共済組合連合会	099-255-6161	http://www.nosai-net.or.jp/
愛知県農業共済組合本所	052-204-2411	http://www.nosai-aichi.jp/	沖縄県農業共済組合本所	098-833-8132	http://www.nosai-okinawa.jp/
三重県農業共済組合本所	059-228-5135	http://www.nosaimie.or.jp/			

農林水産省経営局保険課 TEL：03-6744-7148

ホームページ：http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syu_kyosai.html



農業 収入保険

検索

公式サイトでは様々な情報を公開中！

収入保険の補償内容など詳しいことは、最寄りの共済組合にお問い合わせください。

大分県農業共済組合 ◎本 所 (097) 544-8110

◎東 部 支 所 (0978) 63-4466 ◎中西部支所 (0973) 72-3409 ◎大分出張所 (097) 576-7461

◎南 部 支 所 (0974) 22-3330 ◎竹田出張所 (0974) 63-2825 ◎北 部 支 所 (0978) 32-1307